

奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和元年6月7日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託

(2) 業務内容

- ① 指定難病医療費助成等受付業務等
- ② 小児慢性特定疾病医療費助成等受付等業務
- ③ 特定不妊治療費助成等受付等業務
- ④ 肝炎医療費助成等受付等業務
- ⑤ 風しん抗体検査助成等受付等業務
- ⑥ 結核指定医療機関の指定等受付業務

(3) 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和元年度 25,141,481円（長期継続契約）

令和2年度 55,369,465円（長期継続契約）

令和3年度 33,589,139円（長期継続契約）

(4) 業務処理期間

令和元年10月1日から令和3年9月30日まで

(5) 履行場所

奈良県大和郡山市満願寺町60-1 郡山保健所（郡山総合庁舎1階）

奈良県橿原市常盤町605-5 中和保健所（橿原総合庁舎1階）

奈良県大和高田市片塩町12-5 中和保健所高田出張所（大和高田市市民交流センター内）

(6) 業務の仕様等

別紙「奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託に関する仕様書」（以下、「仕様書」）による。

第2 公募に参加する者に必要な資格

参加申込書提出日において、次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する法人が、この公募に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7「諸サービス」に登録をしている者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
電話番号0742-27-8908（ダイヤルイン）
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 申請受付業務に関し、公告日から過去5年間に国、又は地方公共団体と業務の委託または労働

者派遣に関する年額20,000千円以上の金額の契約を締結し、適切に業務を行った実績がある者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの付与を受けている者であること。

第3 失格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「第2 公募に参加するものに必要な資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数種類の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託公募手続説明書及び奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託提案書作成要領に示された内容に適合せず、期日までにその補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提出期限を過ぎて提案書等を提出したとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

第4 手続等

- 1 奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託公募手続説明書等の交付場所、参加申込書及び提案書等の提出先、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部企画管理室企画調整係（県庁本庁舎3階）

電話番号 0742-27-8641（ダイヤルイン）

- 2 公募手続説明書等の交付方法等

- (1) 交付方法

奈良県ホームページに掲載します。

<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2606>

- (2) 交付期間

令和元年6月7日（金）から令和元年6月18日（火）午後5時まで

- 3 参加申込書の提出期限

令和元年6月18日（火）午後5時

- 4 提案書の提出期限

令和元年7月1日（月）午後5時

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 契約保証金

契約の相手方は、委託料の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

- 3 契約書作成の要否

要します。

- 4 受託者の決定方法

提出のあった提案書等について、奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託事業者選定委員会の審査により、最も優秀な提案を行ったものを選定します。

5 契約の不締結

契約締結後、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 受託者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受託者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 受託者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る再委託契約又は物品等の購入契約にあたって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る再委託契約又は物品等の購入契約にあたって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して再委託契約又は物品等の購入契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合には契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、契約書に基づき損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 提案書等の提出書類について虚偽の記載が明らかになったとき
- (2) 契約者に業務遂行の意思が認められないとき
- (3) 契約者に業務遂行能力がないと認められるとき
- (4) 契約者について5の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるとき（なお、5の(1)、(3)、(4)及び(5)中「受託者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。）

7 その他

詳細は、奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託公募手続説明書等によります。